

(第 2 2 号議案)

中野区地球温暖化防止条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第 1 章 (略) 第 2 章 地球温暖化防止対策 第 1 節 基本的施策 (建築物の断熱性の向上のための措置) 第 6 条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、規則で定めるところにより、建築物の断熱性の向上のための措置を講じたと認められる当該建築物について、 <u>建築主又は所有者</u> からの申請により、当該建築物を高断熱建築物として認証することができる。  第 7 条～第 9 条 (略) 第 2 節 (略) 第 3 章～第 6 章 (略) 附 則 (略)  <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	目次 (略) 第 1 章 (略) 第 2 章 地球温暖化防止対策 第 1 節 基本的施策 (建築物の断熱性の向上のための措置) 第 6 条 (略) 2・3 (略) 4 区長は、規則で定めるところにより、建築物の断熱性の向上のための措置を講じたと認められる当該建築物について、 <u>建築主(修繕又は模様替をしようとする者を除く。)</u> からの申請により、当該建築物を高断熱建築物として認証することができる。  第 7 条～第 9 条 (略) 第 2 節 (略) 第 3 章～第 6 章 (略) 附 則 (略)